

内閣府令等（案）のポイント

令和3年11月
消費者庁 消費者政策課

内閣府令等（案）のポイント①

内閣府令

- 努力義務の措置の開示方法（法第3条関係）として、開示内容を常時かつ容易に確認できること等
- 努力義務の措置の開示事項（法第3条関係）として、講じた措置の概要及び実施の状況等
- 商品の出品等の停止要請の対象（法第4条関係）として、商品等の安全性に関する事項等
- 開示請求の対象となる債権額の下限（法第5条関係）として、1万円
- 開示請求の対象となる販売業者等情報（法第5条関係）として、氏名、名称等
- 開示請求の方法（法第5条関係）として、書面、電磁的記録等
- 官民協議会が協力を求める場合（法第7条関係）として、法第7条第3項に想定する内容
- 申出の方法（法第10条関係）として、書面又は電磁的記録によりなされること等

内閣府令等（案）のポイント②

取引DPFの努力義務の内容を定める指針

- 法第3条第1項の努力義務について、基本的な考え方を示した上で、各号毎に「趣旨・目的・基本的な取組」を明確化し、「望ましい取組の例」を示す。
- 法第3条第1項の基本的な考え方として、「望ましい取組の例」はいわゆるベストプラクティスであり、取引デジタルプラットフォーム提供者はその事業運営の実態に応じて適切かつ有効な措置を講ずることが期待される旨記載。
- 販売業者と消費者の間の円滑な連絡を可能とする措置（法第3条第1項1号）関係
 - 基本的な取組：連絡先や連絡手段が消費者に容易に認識することができるようにすること等
 - 望ましい取組の例：専用のメッセージ機能の提供等
- 消費者から苦情の申出を受けた場合の販売条件等の表示の適正を確保するための措置（法第3条第1項2号）関係
 - 基本的な取組：消費者が苦情の申出を行いやすい仕組みを設けること等
 - 望ましい取組の例：消費者からの苦情の受付、不適正な表示を行った販売業者等への対応等
- 販売業者等の特定に資する情報の提供を求める措置（法第3条第1項3号）関係
 - 基本的な取組：販売業者等の表示について問題のおそれのある事例に接した場合に情報の提供を求めること等
 - 望ましい取組の例：販売業者等の公的書類の提出を受けること等
- 法第3条第2項の講じた措置の開示について、開示の内容及び場所についての考え方を示す。
- 他の法律との関係を整理

販売業者等に係るガイドライン

- 新法の対象となる「販売業者等」該当性の判断のための基本的な考え方や考慮要素・具体例を示す。